

大阪大学産業科学研究所国際交流推進委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、国際交流推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、企画立案する。

- (1) 海外の教育研究機関との連携に関すること。
- (2) 国際交流支援体制に関すること。
- (3) その他国際交流の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 事務部長
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、他の規程等に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号の委員のうち国際担当の産業科学研究所役員会構成員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所総務課で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年6月19日から施行する。
- 2 国際交流推進委員会についての申し合せ（平成22年2月15日制定）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前に選出された委員は、この規程施行の日に、第3条第1項の規定により委員として選出されたものとみなす。
- 4 第5条第1項に定める委員長は、同項の規定にかかわらず、この規程の施行の日から平成21年3月31日までの間に限り、この規程の施行前に選出された委員長をもって充てる。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。